

食品の安全性の確保に向けた取組み

私たちの食生活を取巻く環境は、輸入食品の増加や遺伝子組換え食品など新たなタイプの食品の出現により、大きく変化しています。こうした中、BSE（牛海綿状脳症）の発生や偽装表示問題など、食品に関する様々な事件が発生し、食品の安全性に対する不安や不信感が増大しました。



このような事態を背景に、国民の健康の保護を最優先に考え、食品の安全性の確保に向けて法律が整備されました。今回は、新たに定められた「食品安全基本法」と改正された「食品衛生法」にスポットをあてて紹介します。

総合的な対策

生産から製造、消費の各段階で安全性の確保が行われます。



科学的な評価

食品を摂取することにより、人の健康に及ぼす影響について科学的に評価します。



意見交換

行政、事業者、消費者との間で積極的に情報提供や意見交換が行われます。



食品安全基本法とはどういうものなのでしょうか？

食品安全基本法は、食品の安全性確保の基本となる法律として新たに制定され、平成15年7月1日に施行されました。食品の安全を保つための基本的な考え方を定め、行政及び食品関連事業者の責務と消費者の役割を明らかにするとともに、様々な対策を実施するための方針が定められました。

基本的な考え方

- ①「国民の健康の保護が最も重要である」という基本的認識
- ②食品の生産から消費までの各段階における適切な措置
- ③国際的動向及び国民の意見に配慮しつつ、科学的知見に基づき、必要な措置を実施

この法律により、農畜水産物の生産から消費に至るまで、関係機関が連携して食品の安全性確保に取り組むことになりました。

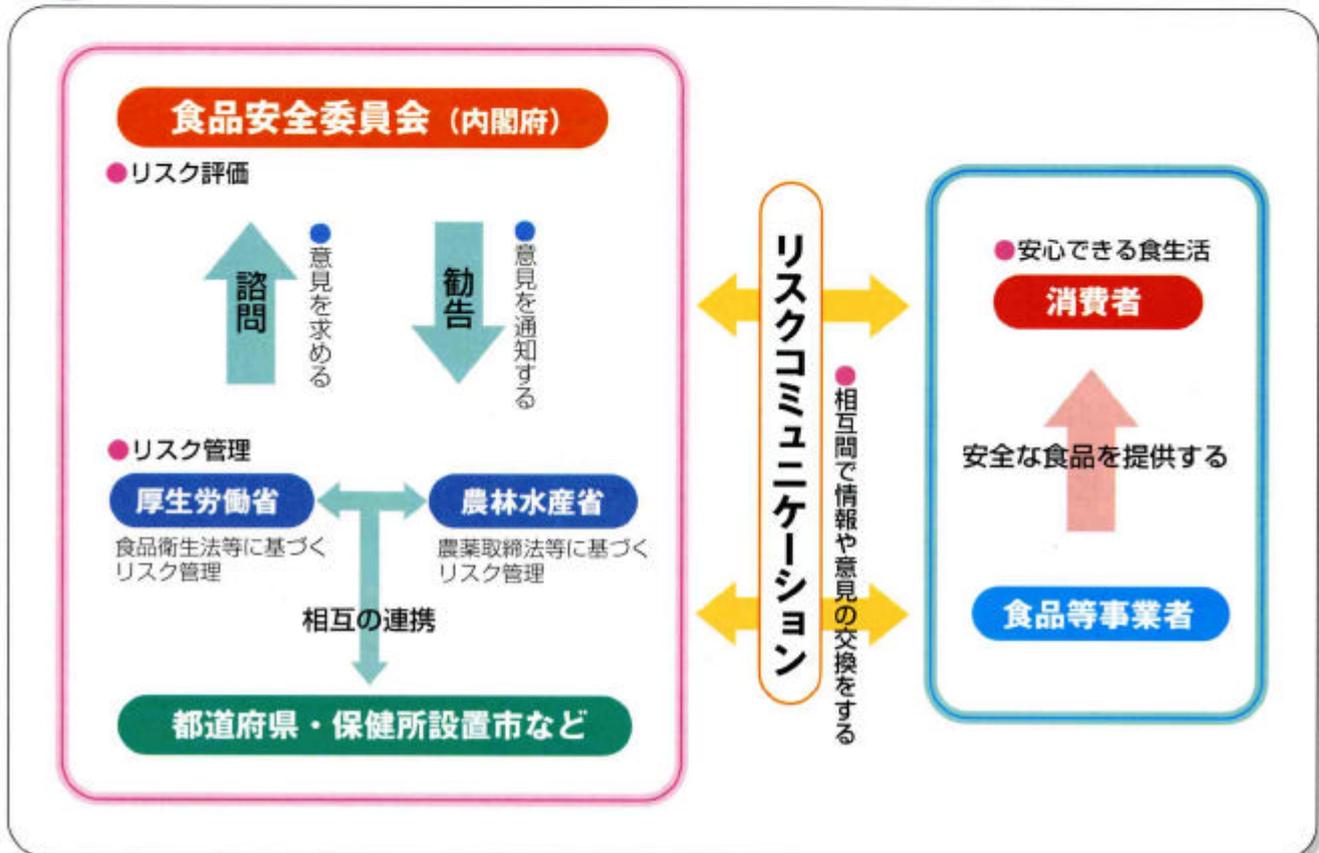
実施するための方針

- ①食品健康影響評価(リスク*評価)の実施
- ②情報の提供、関係者相互間の情報と意見の交換
- ③緊急事態への対処・発生の防止に関する体制整備
- ④内閣府に食品安全委員会を設置



*食品を摂取することによって健康への悪影響が発生する確率とその程度

食 品 安 全 基 本 法



食品衛生法の改正は、どのようなものでしょうか？

食品安全基本法の制定に伴い、食品衛生法は半世紀ぶりの大改正が行われました。改正では、国民の健康保護を積極的に進め、事業者による自主管理を促進し、農畜水産物の生産段階における規制との連携といった視点に基づいて見直されました。

主な改正内容は、次のとおりです。

★法の目的の見直し

- 「国民の健康の保護を図ること」が目的として明記されました。

★規格・基準の見直し

○既存添加物の規制

既存添加物の安全性に問題が新たに生じたり、使用実態の無いものは、既存添加物リストから削除し、使用を禁止できるようになりました。

○新開発食品等の規制

カプセルや錠剤などの形をした食品や、これまで食べる習慣のなかった食品によって健康被害が生じたときは、食品として販売することを禁止できるようになりました。

(例) アマメシバを含む粉末剤・錠剤の形をした加工食品の販売が禁止されました。

○食品中の残留農薬等の規制

食品中に残留する農薬等にポジティブリスト制が導入されます。



ポジティブリスト制とは

農業、動物用医薬品、飼料添加物について、残留基準値を設定し、リストとして示すもので、リストに掲載されないものが残留する食品の流通を原則として禁止する制度をいいます。



★事業者の責務の明確化

○事業者の責務

事業者は、仕入元などの記録の作成・保存に努めることになりました。この記録は、食中毒発生時の原因究明・被害拡大防止に活用されます。

★行政の責務の明確化

○公表や意見交換

食品の規格基準や監視指導計画を作成するときは、広く住民の意見を求めることになりました。また、食品衛生の対策に住民の意見を反映させるために、情報や意見の交換をすることになりました。

★罰則の強化

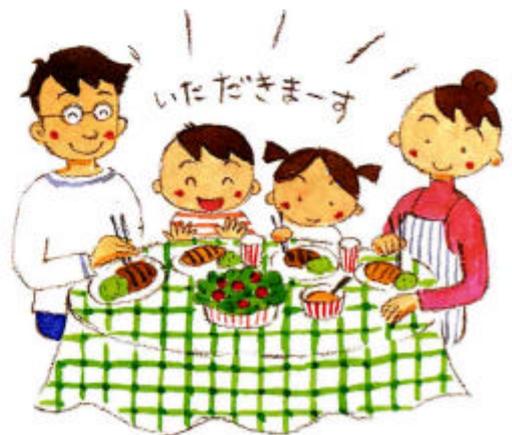
○罰則の強化

(例) 表示違反

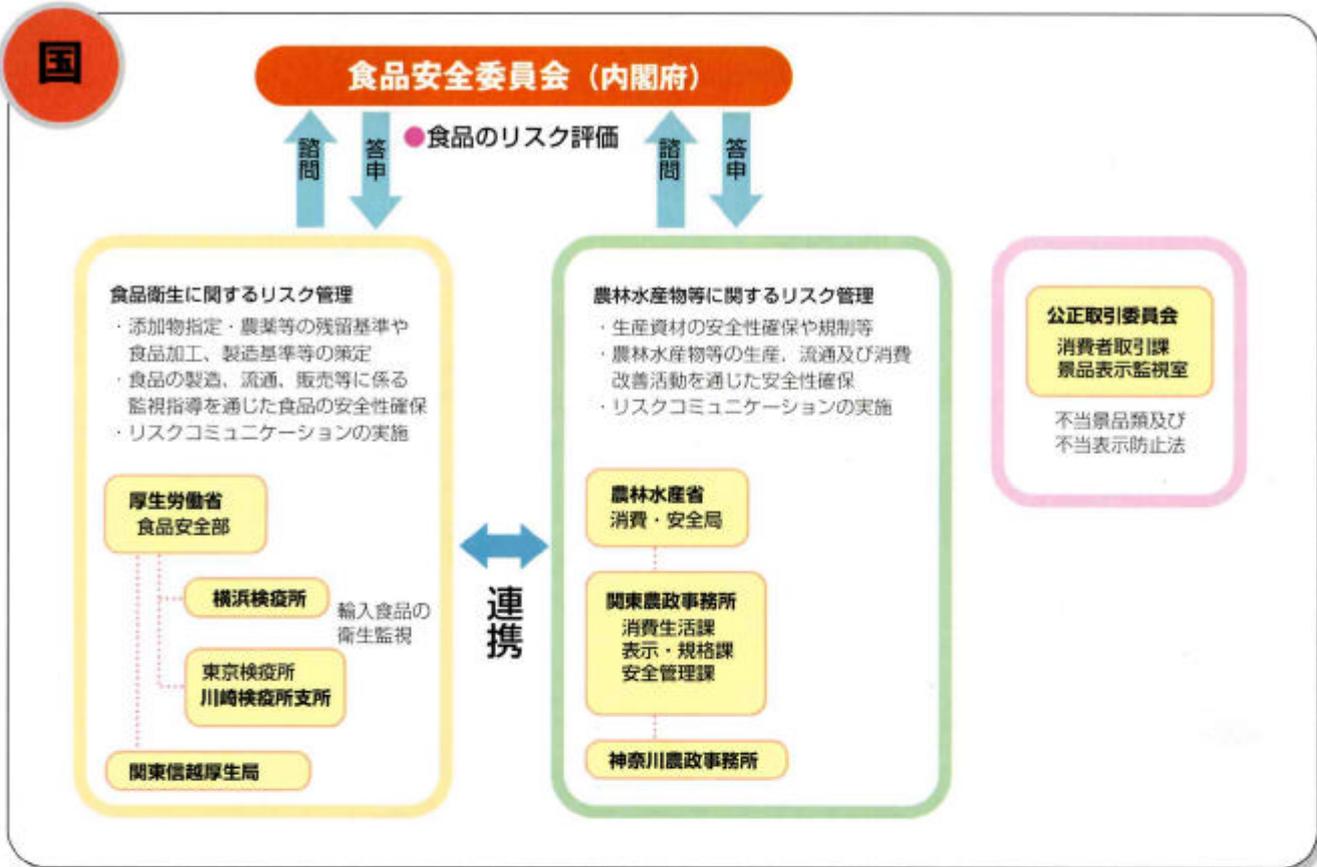
6ヶ月以下の懲役又は
30万円以下の罰金



2年以下の懲役又は200万円
以下の罰金
法人は、1億円以下の罰金



食品の安全確保のための役割体系図



連携

神奈川県

